本号で公布された法令のあらまし

◇**災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律**（法律第一〇〇号）（厚生労働省）

一　災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

1　災害弔慰金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすることとした。（第五条の二第一項関係）

2　災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとすることとした。（第五条の二第二項関係）

3　災害障害見舞金についても、1及び2と同様とすることとした。（第九条関係）

二　被災者生活再建支援法の一部改正

1　被災者生活再建支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすることとした。（第二〇条の二第一項関係）

2　被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとすることとした。（第二〇条の二第二項関係）

三　その他

1　経過措置

㈠　一は、平成二三年三月一一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用するものとすることとした。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　二は、平成二三年三月一一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用するものとすることとした。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとすることとした。（附則第三項関係）

2　検討

㈠　地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第四項関係）

㈡　国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第五項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**運輸事業の振興の助成に関する法律**（法律第一〇一号）（総務省）

1　趣旨

この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めることとした。（第一条関係）

2　運輸事業振興助成交付金の交付

㈠　都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三八条の規定による改正前の民法第三四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金（以下「運輸事業振興助成交付金」という。）を交付するよう努めなければならないこととした。（第二条第一項関係）

㈡　㈠の運輸事業振興助成交付金の額は、平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とすることとした。（第二条第二項関係）

3　運輸事業振興助成交付金の使途

㈠　2の㈠により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、この法律の趣旨を踏まえ、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　2の㈠により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第三条第二項関係）

4　財政上の措置

2の㈠による運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとした。（第四条関係）

5　施行期日等

㈠　国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

◇**東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律**（法律第一〇二号）（総務省）

1　趣旨

この法律は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が旧市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第一一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる期間の特例を定めることとした。（第一条関係）

2　地方債の特例

平成二三年度において旧合併特例法第一一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第一一条の二第一項の規定の適用については、同項中「一〇年度」とあるのは、「一五年度」とすることとした。（第二条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律**（法律第一〇三号）（厚生労働省）

1　差押えの禁止等

㈠　東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすることとした。（第一項関係）

㈡　東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとすることとした。（第二項関係）

2　この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災（平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとすることとした。（第三項関係）